

知っていますか？

# 国民年金保険料免除制度

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、13,860円(平成18年度)です。経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

## 全額免除制度

保険料の全額(13,860円)が免除 → **年金額3分の1**

### 全額免除となる年間所得額

57万円 + 扶養親族の人数 × 35万円

※申請者本人のほか配偶者および世帯主の前年所得額が上記の範囲内であること

## 一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付し、残りの保険料は免除

☆ 4分の1納付 (3,470円) → **年金額2分の1**

☆ 半額納付 (6,930円) → **年金額3分の2**

☆ 4分の3納付 (10,400円) → **年金額6分の5**

### 一部納付となる年間所得額

● 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

● 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

● 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者本人のほか配偶者および世帯主の前年所得額が上記の範囲内であること

問合せ先 保険年金課 ☎66♦1101